

国民本位のマイナンバー制度に向けて

2018年4月18日

一般社団法人 日本経済団体連合会



総論①：マイナンバー制度に対する問題意識

【制度への期待】

- マイナンバー制度はデジタル社会に向けた新しい基盤
- 官民が目指す「Society 5.0」の実現にも寄与
- 電子行政の先進国家では番号制度に基づく利便性の高いサービスが展開
例①：ワンストップでの住所変更手続  例②：インターネット投票 

【制度の現状】

- マイナンバー法に基づく各種規制により同制度の潜在能力の発揮は不十分

【最近の動き】

2018年10月

- 法施行後 3 年を目処に法律の規定を検討し、必要に応じて所要の措置 <附則 6 条>
- 政府は成長戦略やIT宣言・官民データ計画でマイナンバーの利用範囲の拡大を記載
- 安倍首相は行政手続の簡素化・電子化に向けて関係省庁に指示

新たな社会基盤に相応しいマイナンバー制度とすべく、経団連として提言を公表

提言「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」

<Ⅲ. 必要な8つの施策>

2018年2月20日公表

1. 個人番号の利用範囲の拡大

： 戸籍事務、不動産登記、民間事業 等

2. 特定個人情報に関する規制の見直し

： 利用目的の変更、グループ企業間の番号共有 等

3. 個人番号カード

・ 公的個人認証機能の普及・活用

： ワンカード化、大規模イベントにおける活用等

4. 情報提供ネットワークシステムの拡充

： 行政機関間の情報連携の拡大 等

5. マイナポータルさらなる充実

： 確定申告のさらなる電子化・簡素化 等

6. 法人番号の活用・拡充

： 行政機関に対する提出書類の省略 等

7. 行政サービスの見える化

： 全ての行政サービスへのID付番とリスト化

(民間が構築した「ユニバーサルメニュー」を参考に)

8. 国民理解の促進

： マイナンバー制度の効果測定 等

各論①：個人番号の利用範囲の拡大

- マイナンバーの利用範囲は「税」「社会保障」「災害対策」の3分野に限定 <法9条>
- 首相指示の実現には幅広い分野でのマイナンバーの利用が必要
- 社会の多様なニーズに迅速に対応すべく政省令で利用範囲を規定

<早急に対処すべき項目>



証券分野
— 公共性の高い業務 —



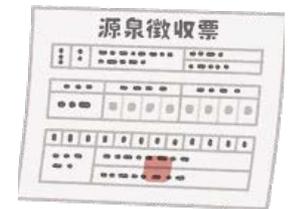
戸籍事務
旅券事務を含む



不動産登記



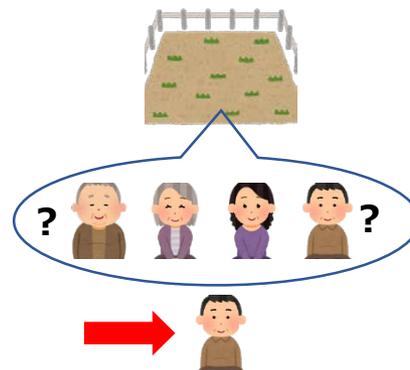
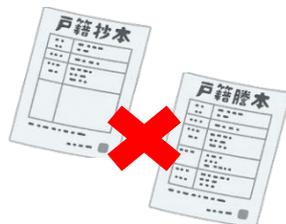
民間事業



その他

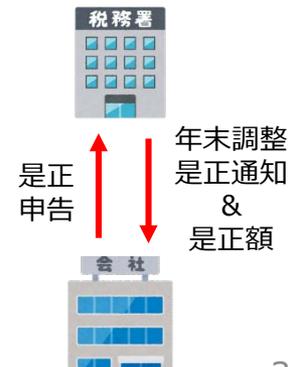
顧客情報管理機関が

- ① マイナンバーを利用
- ② 業務の範囲内で住基ネットからマイナンバー等を取得して証券会社に通知できるようにする



本人同意を前提に
民間企業が国民の最新の

- ① 住所情報
 - ② 生死情報
- 等を迅速に取得できるようにする



各論②：特定個人情報に関する規制の見直し（その1）

【利用目的の変更】

- あらかじめ特定した利用目的と異なるマイナンバーの利用は原則として不可
- 利用目的の変更が認められる場合に該当するか判断が困難な事例が存在
⇒ 特定個人情報に関する事業者ガイドラインのQAに事例が追加され明確化 ◎

【利用目的の特定】

持株会入会、転籍等

- 一部の従業員だけが対象となる利用目的に関しては、当該目的で実際に利用する段階であらためて対象者に通知等を行うことが必要（マイナンバーコールセンター回答）
- 将来的な利用可能性も含めて事前に利用目的を網羅的に特定して通知等を行うことで済めば事業者の負担は大きく軽減

⑤ 配当金の支払調書にマイナンバー記載



従業員持株会

③ 持株会に入会



従業員

① 網羅的に利用目的を特定

- 源泉徴収票作成事務
- 健康保険・厚生年金保険届出事務
- 支払調書作成事務

② マイナンバー提供

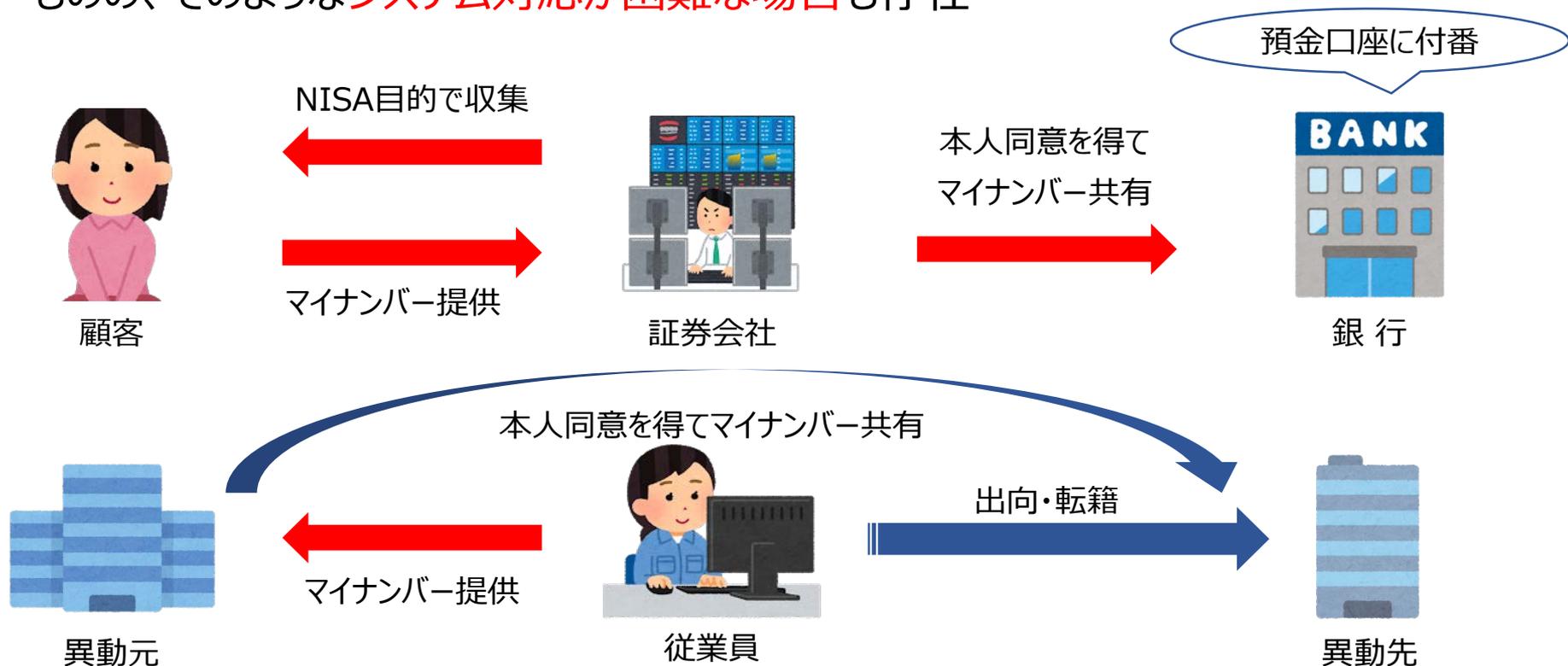


企業

④ 再度の通知等

各論②：特定個人情報に関する規制の見直し（その2）

- 法人格を超える特定個人情報の移動は原則禁止 <法19条>
 - ⇒ グループ企業間でマイナンバーを共有できず煩雑な事務負担が発生しているため、本人同意を前提にグループ企業間での顧客や従業員のマイナンバーの共有が必要
- グループ企業間の共有DBに記録されたマイナンバーを出向者本人の意思に基づく操作で出向先に移動させれば提供制限に違反しないと解される（事業者ガイドライン）ものの、そのようなシステム対応が困難な場合も存在



各論③：特定個人情報に関する負担感（企業の声その1）



- 個人情報と特定個人情報で安全管理措置を分けて実施する企業も存在
 - 物理的安全管理措置に基づく取扱区域を個人情報と特定個人情報で分離
 - 人的安全管理措置に基づく事務取扱担当者の教育を別途に実施

背景

- ① 番号法施行当時は特定個人情報の管理を通常の個人情報より厳格に行うことが望ましいとの考え方が主流
- ② 一部企業は安全性確保のため特定個人情報の担当者を厳格に制限。結果的に取扱区域の分離等が発生
- ③ 改正個人情報保護法の施行により両者の安全管理措置が接近
- ④ 他方、各ガイドラインは法施行のタイミングに応じて独立して公布
- ⑤ 特定個人情報への追加要請が払拭されない見え方のため企業負担が継続

- 物理的安全管理措置に関する負担が大きい

- 特定の作業部屋で情報管理、入退出者の記録、セキュリティカメラの設置 等

背景

① 罰則（重い刑罰＋両罰規定）

：個人番号利用事務等に従事する or していた者が特定個人情報ファイルを不正提供 <法48条>

⇒ 書面でファイルを扱う場合にも対応するため、監視カメラを設置して抑止効果と問題発生時の追跡に期待

② 人的安全管理措置 * 事務取扱担当者の監督

：特定個人情報等が取扱規定等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に必要なかつ適切な監督

⇒ 例示がないため監督範囲が確定不可

安全管理措置を怠ったとの指摘を受けないよう監視カメラを設置して抑止効果等に期待

- 物理的安全管理措置に関する負担が大きい
 - 特定個人情報等が記録された電子媒体等を持ち運ぶ場合に「追跡可能な移送手段の利用」が求められるため、書留やレターパックを利用。また、当該文言の対象範囲が不明確なため、郵便局までの運搬も追跡可能とする方法を確保する企業も存在

- 行政機関への届出に関する制度やルールの変更への対応が難しい
 - 厚生労働省が5月から雇用保険の一部届出等にマイナンバーの記載・添付がないと返戻する旨を発表
 - 厚生年金の一部帳票にマイナンバー／基礎年金番号を記載するルールに変更。空欄の場合に返戻される事態が発生。発行に時間を要する初来日の外国籍の従業員等の場合に迅速な対応が困難
 - ⇒ 3月下旬に厚労省が都道府県労働局に通知を発出。マイナンバー／基礎年金番号ともに記載できない事情がある場合には、その旨を備考欄に明記すれば届出が返戻されないことで全国統一の運用となる見通し◎

- 特定個人情報に対するセキュリティレベルが個人情報と同等である旨を公表して欲しい
 - 刑事罰の対象範囲が広く、刑の上限も重くなっているため、企業はセキュリティレベルを上げて対応

- 従業員の扶養家族からのマイナンバー未取得時の経緯の記録・保存を省略させて欲しい
 - 思想信条や家庭状況等により提供しない場合もあり、個別事例の経緯の記録・保存は企業に負担

各論④：マイナポータルのさらなる充実

- 行政と国民のオンライン窓口であるマイナポータルの今後に大きな期待
- マイナポータルで医療費情報やふるさと納税の金額に関する通知データを受領・確認するとともに、**e-Taxに自動転記**できれば確定申告の利便性は大幅に向上
- 特別徴収税額通知（納税義務者用）に関して、まずは「eLTAX（地方税ポータルシステム）」により事業者経由での従業員への電子的交付を早期に具体化
 - 将来的には地方自治体から従業員のマイナポータルへの直接通知も検討課題

